

「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」  
についての議論の論点について(後半)

5. 支援の内容

(1) 早期発見・アウトリーチ

- 支援対象者の安全確保と早期に適切な支援に繋げていくため、行政機関をはじめとする支援者において、対象者を早期に把握することが重要であり、国や都道府県及び市町村は、女性相談支援センターや女性相談支援員、民間団体において、相談支援を受けることが可能であることが広く知られるよう、周知を行う必要がある旨を記載してはどうか。
  - 都道府県及び市町村は関係機関等において把握した情報が速やかに女性相談支援センターや女性相談支援員、民間団体等に伝わるよう、連携する体制を普段から築いておく必要がある旨を記載してはどうか。
  - 女性相談支援センターや女性相談支援員は、支援の入り口の段階は可能な限り幅広い者を対象とし、適切な機関への繋ぎも含む支援を検討する旨を記載してはどうか。
  - 民間団体等によるインターネットの活用や巡回等によるアウトリーチは、困難な問題を抱える女性がいると想定される場所へ直接出向き、探し、声をかけ、問題解決を焦らずに根気強く信頼関係を築き、支援につなげていくものであり、行政機関にたどり着くことが困難である、又は行政機関に対し否定的な感情がある支援対象者の早期把握に有効かつ重要である。都道府県及び市町村においては、このような取組を実施している民間団体と日常的に連携の上、支援対象者の把握に努めることが必要である旨記載してはどうか。
  - また、相談に至っていないが支援が必要な女性に対し、民間団体等による気軽に立ち寄れる場や一時滞在場所において支援対象者に寄り添い、つながり続ける支援を行うことは、信頼関係の構築の上での公的支援へのつなぎに有効である旨記載してはどうか。
- (2) 居場所の提供
- 特に若年女性の中には、困難な課題を抱えていても、過去の傷つき等の経験から行政機関に相談することのハードルが高く、相談窓口にとどり着けない女性や支援を受けられることに気づかない女性もいる。民間団体や自治体による、気軽に立ち寄り、安心して自由に自分の気持ちや悩みを話すことができ、必要な場合は支援者と話したり、他の女性たちとも交流でき、場合によっては一泊できるような場は、相談のきっかけ作りに有効である旨記載してはどうか。
  - 巡回等によるアウトリーチや気軽に立ち寄れる居場所から、支援が必要な女性を把握した場合、必要に応じ、女性相談支援センターをはじめとした公的な機関へ民

民間団体として同行してつなぎ、公的機関につないだ後も、それまで支援を行ってきた民間団体も同席して、支援の継続性を保つことで、若年女性が安心して公的機関の支援を受けられるようにすることが重要である旨を記載してはどうか。

### (3) 相談支援

- 女性相談支援センターで相談支援に当たる職員や、女性相談支援員は、相談支援に係る専門的な技術を持ち、本人の立場に寄り添って内容の聞き取り等を行った上で、できる限り本人の参画を得て個別支援計画を策定し、女性が置かれている状況に応じて柔軟な対応を行うことが必要である旨を記載してはどうか。
- とりわけ、性暴力や性虐待、性搾取等の被害により、尊厳を著しく傷つけられた女性には、これらの暴力等の構造から離れ、安心できる安定的な生活を確立し、心身の回復を時間をかけて図っていくための相談支援・関係者調整の中心を女性相談支援センターが担うことが必要であることを記載してはどうか。
- また、特に若年女性の場合は、心理的障壁等から民間団体による相談支援等のほうが利用しやすい場合も多いと考えられることから、民間団体に初期段階の支援を依頼し、行政による支援が必要な場合は、初期段階の支援をした民間団体及び支援対象者本人も参画する形で個別支援計画を作成することが望ましい旨を記載してはどうか。
- 女性相談支援センターや女性相談支援員においては、支援に関する記録を適切に保存し、繰り返し相談のある者への対応や他機関への連携等に活用する旨を記載してはどうか。

### (4) 一時保護

- 女性相談支援センターにおいては、法及び省令の規定により、以下の場合に一時保護を行うものとするとともに、妊婦や同伴児童等がある場合も保護対象である旨を明示してはどうか。他に、記載すべき一時保護事由(場合)はあるか。
  - ① 支援対象者を緊急に保護することが必要と認められる場合
  - ② 配偶者暴力防止法第1条の規定による配偶者からの暴力により、安全の確保が必要と認められる場合
  - ③ ②に該当する場合以外で、同居する者等からの暴力により、安全の確保が必要と認められる場合
  - ④ ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条の規定によるつきまとい等の被害からの保護が必要と認められる場合
  - ⑤ 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第2条第1項第7号に規定する人身取引の被害者の保護が必要な場合
  - ⑥ 支援対象者が定まった住居を有さず、又は心理的虐待など何らかの理由で帰宅が心身に負担となると考えられ、保護が必要と認められる場合
  - ⑦ 支援に関する方針を決定するにあたり一定の期間を要すると認められる場合
  - ⑧ 支援対象者について、その心身の健康の回復を図ることが必要と認められる場合

- ⑨ その他、一時保護を行わなければ、支援対象者の生命又は心身の安全が確保されないおそれがある場合
- 一時保護すべき状況であるにも関わらず、適切に一時保護がなされにくい場合として記載すべき留意点はあるか。(例：①いったん一時保護しなければ心身の安全が確保されないおそれがあるが、かつて通知で掲げられていた「他法他施策優先」として、他施策への調整までの間も一時保護が行われないこと、②一時保護所の退所後の見通しが立っていないと一時保護が行われないこと等)
  - 一時保護は、女性相談支援センターに設置される一時保護所において行うほか、本人の状況等に応じて外部の施設等に委託して行うことも、個々の支援対象者の状況に応じた適切な保護を行う観点から効果的である旨を記載してはどうか。  
とりわけ、民間団体において深夜帯に一時保護すべき状況で把握された場合等、速やかに一時保護すべき状況を想定し、あらかじめ、女性相談支援センターとして民間団体に対して円滑に一時保護委託ができるように連絡体制等を整備しておくことが重要である旨を記載してはどうか。
  - 支援対象者の状況は、例えば暴力を振るう配偶者等から避難している、医療的ケアが必要である、妊娠している、児童を同伴している、高齢者や障害者である、学生であり可能な限り通学を確保する必要がある、何らかの事情で帰宅が困難である等、多様である。また、一時保護の要件①～⑤のように、居所等の嚴重な秘匿を要する者と、同⑥・⑦のように、居所等を秘匿する必要性は薄く、むしろ社会とのつながりを維持することが必要な者とがあり、必要とする支援の性格も前者と後者では大きく異なる。このため、支援対象者の状態像に応じて複数の委託先を検討しておくことが望ましい旨を記載してはどうか。
  - 虐待等の家庭環境を背景とする若年女性のうち未成年の一時保護に際しては、困難な問題を抱える女性であると同時に児童でもあり、親権との関係等も生じることから、民間団体等から一時保護の相談が入った際には、女性相談支援センターや児童相談所から民間団体に対して児童福祉法の規定に基づく一時保護としての委託することも含め、あらかじめ女性相談支援センターと児童相談所の間で一時保護の際の具体的な手続等の連携方法をケースの状況に応じて十分に協議しておく必要がある旨、記載してはどうか。
  - また、困難な問題を抱える女性(未成年を含む)は、居所が一定しない、あるいは、住所地に戻ることに自体に困難を抱える場合もあるが、未成年である若年女性に関しては親権者の住所地を管轄する児童相談所が、保護の実施をすることとなっているが、成人である困難女性に関しては女性の現在地(一時保護を要する状況で女性が所在する地)の女性相談支援センターが一時保護の判断を行う(一時保護委託等を行う)ことを、都道府県間のルールとして記載してはどうか。

- 一時保護を委託した場合でも、一時保護した者に対する委託者としての責任は引き続き女性相談支援センターが負っており、委託先と十分に連携した上で支援方針の検討を行う必要がある旨を記載してはどうか。特に配偶者からの暴力等からの緊急避難として一時保護を実施する場合には、必要に応じて警察等とも連携して、保護に至るまでの安全確保を行うこととする旨を記載してはどうか。
- 一時保護中は、支援対象者の精神的な安定等に配慮しつつ、支援対象者が置かれている状況の整理と支援対象者の意向確認を行い、その際、法第 15 条第1項に規定する支援調整会議におけるケース会議における議論も踏まえ、今後の支援方針の検討、決定を行う必要がある旨を記載してはどうか。
- 一時保護期間中に自立に必要な様々な情報提供を行い、支援対象者と共に考えながら、自立について本人の意思を確認し、生活再建策など自立支援の方策について検討することが重要である旨記載してはどうか。
- 一時保護は、支援の方針が決定し、必要に応じて施設への入所等の手続が終了するまでの短期間実施することが想定されているが、一定期間を過ぎたことを理由に機械的に一時保護を解除することはあってはならず、あくまで解除後の支援対象者の生活の安定の確保が図られていることを前提とすべきである旨を記載してはどうか。
- 女性相談支援センターにおいては、一時保護を解除する場合は、支援対象者が安定した状態で解除後の生活の場に移行し、定着することができるよう、解除後も含めた相談支援等を実施するとともに、支援対象者が解除後に異なる地方自治体に居住する場合は、移転先の地方自治体の女性相談支援センターや女性相談支援員と適切に連携する旨を記載してはどうか。
- 一時保護期間における支援対象者の通学について、安全上問題がなく、通学することが必要なのであれば、できる限り、通学できるよう配慮することが重要である旨を記載してはどうか。

(5) 被害回復支援

- 困難な問題を抱える女性の中には、性被害や、配偶者、親族等からの身体的、心理的、性的な暴力等の被害を受け、心的外傷を抱えている者も多く含まれることから、回復には一定の期間を要することも想定され、支援にあたっては、心身の健康回復のための医学的・心理学的な支援や法的な支援を行うと同時に、中長期的な視点を持って、入所又は通所の形で、伴走型の支援を行うことが必要である旨を記載してはどうか。また、より専門的な医学的知見等を要する場合には、必要に応じて医療機関等と連携することも重要である旨を記載してはどうか。
- 被害回復支援には支援者にも専門性が求められること、また、被害によって、

奪われてきたあるいは育てられてこなかった生活する力の獲得への支援や、人との距離の取り方を含めた人間関係の再構築に対する支援が求められる。また、回復途上ではフラッシュバックなどが繰り返されるが、回復には当然のプロセスであり、支援者は本人の置かれている状況を理解し、本人の気持ちを尊重し、本人に寄り添う丁寧な支援が必要である旨を記載してはどうか。

(6) 若年女性等に対する生活の場を共にすることによる支援(日常生活の回復の支援)

- 親や兄弟等からの性虐待や暴力、家族関係の悪化や家族内での孤立などにより、家が安心できない場所であり、家に戻ることができない若年女性等に対しては、一時保護等の後に、中長期的に利用可能な住まいを提供し、本人の状況や意思を十分理解した支援員のサポートを受けながら、安全かつ安心できる環境の下で生活できるようにすることで、被害からの心身の回復や、人間らしい日常生活を取り戻せるように支援していくことが重要である旨を記載してはどうか。

こうした若年女性等に対する支援の実施に向けては、例えば、女性自立支援施設が民間団体と連携して施設の有効活用を図ることや、都道府県や市町村が場所を提供して民間団体に運営を委託したり、地域の居住支援法人等と連携して若年女性等向けのシェアハウス等の社会資源を増やすことも有効と考えられる旨を記載してはどうか。

(7) 同伴児童等への支援

- 同伴児童への支援は、学習支援に限らず、同伴児童本人の状況を児童本人や保護者等からよく聞き取った上で、必要に応じて医療機関や児童相談所、教育機関等とも連携しつつ、心的外傷へのケアや相談支援等も合わせて実施し、一人のこども、青少年として尊重されることが求められる旨を記載してはどうか。
- 一時保護を実施した地方公共団体においては、同伴児童が一時保護中でも児童の教育を受ける権利が保障されるよう、通学時の安全確保等を含め、教育委員会や学校等と連携するとともに、本人及び保護者に対して必要な情報提供を行う旨を記載してはどうか。
- 一時保護の対象者が児童以外の者(対象者の親族等)を同伴する場合には、当該者の状況をよく確認した上で、必要に応じて他機関とも連携しながら支援を行い、中長期的な入所を伴う支援が必要と判断された場合には、女性自立支援施設への入所を検討する旨を記載してはどうか。

(8) 自立支援

- 「自立」とは経済的な自立のみを指すものではなく、個々の者の状況や希望、意思に応じて、必要な福祉的サービス等も活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営めることを含むものとして捉えた上で、個別のケースにおける自立支援の方針については、支援調整会議における個別ケース会議の場も活用して検討を行うとともに、女性自立支援施設においては、支援調整会議で議論された内容等も踏まえつつ、本人の意向を十分に勘案し、個別支援計画を策定する旨を記載してはどうか。また、自立支援に向けた第一歩として、多くの場合、心理的な支援が有効であり、特に、性暴力、性虐待、性搾取等の被害からの回復には心理的ケアが第一に行われる必要があることから、精神科医療機関との連携体制を整備し、必要に応じて精神科受診につなぐことも必要である旨を記載してはどうか。
- 住宅の確保について、住宅確保要配慮者居住支援法人等も活用しつつ、困難な問題を抱える女性が住宅を確保できるように配慮する必要がある旨や、民間賃貸住宅への入居に際して必要な保証人が確保できない場合は、女性相談支援センターが、民間の保証会社等に関する情報提供を行う等により支援する旨を記載してはどうか。
- 就労支援等の日中活動支援について、支援対象者自身に寄り添って意向を丁寧に聞き取り、本人に就労意欲がある場合は、就労支援を行っている公的機関や民間団体との連携を図り、本人への求人情報の提供、職業相談の実施や職業能力開発の支援等を行う旨、また、就労が困難な者については、就労継続支援等の活用等も含め、支援対象者の日中における活動場所の確保を検討する旨を記載してはどうか。
- 生活支援について、女性自立支援施設への入所や自宅への訪問支援等を通じて、一般的な生活力を身につけるための支援や、必要に応じて保育や子育て家庭支援のサービスや、障害福祉サービスを活用するための手続支援を行い、支援対象者が日々の生活を安定して送ることができるようにするための環境を整える旨を記載してはどうか。  
また、支援対象者が児童を同伴している場合は、当該児童への学習及び生活に関する支援が十分に実施されるよう、通学時の安全確保等を含め、教育委員会や学校等と連携し、本人と及び保護者に対して必要な情報提供を行う旨を記載してはどうか。

(9) アフターケア

- 女性自立支援施設は、退所後も安定して自立した生活が営めるよう、退所した

者と定期的に連絡を取る等の継続的なフォローアップや相談支援、居場所の提供等を行うことが望ましいと考えられ、国及び地方公共団体は、女性自立支援施設が退所者のアフターケアを行うための人員配置をはじめとする体制整備の支援に努める旨を記載してはどうか。

- また、退所後に再び困難な状況に陥った際に、できる限り早く状況を察知し、再度の支援を円滑に実施できるよう、緩やかにつながり続ける支援が重要である旨を記載してはどうか。

## 6. 支援の体制

### (1) 三機関の連携体制

- 女性相談支援センター、都道府県及び市町村の女性相談支援員、女性自立支援施設の関係者は、対等な関係性のもとで連携・共働して支援対象者の支援を実施するものである旨を記載してはどうか。

女性支援相談員又は女性相談支援センターでの相談の受付から、女性相談支援センターにおける一時保護、女性自立支援施設への入所、地域生活への移行、地域生活の継続の支援まで、近隣の地方自治体の各機関も含む関係者の連携により、包括的・継続的な支援を行う旨を記載してはどうか。

また、女性自立支援施設に対する入所に際しては一時保護を前置することは制度上必須ではなく、必要な場合には女性相談支援センターでの一時保護を経なくとも女性自立支援施設に入所し、三機関による情報連携のもとで支援が受けられる手続体制を整備すべきである旨を記載してはどうか。

### (2) 民間団体との連携体制

- 困難な問題を抱える女性への支援に関する施策の実施主体は地方公共団体（都道府県及び市町村）であるが、これらの施策を支援対象者に確実に届けるためには、独自の知見や支援技術を持つ民間団体との協力が必要不可欠であり、行政による広範な分野の多様な支援施策と、民間団体による支援を相互に活用することが求められる旨を記載してはどうか。

また、国及び地方公共団体は、民間団体相互間で情報共有や意見交換、連携した支援ができる全国的なネットワークの構築や、各地域における支援の実質的な担い手となる民間団体の立ち上げ、人材育成を支援する必要がある旨、また、国は、行政機関と民間団体の協働事例の調査や、横展開に向けた取組を推進する旨を記載してはどうか。

### (3) 関係機関との連携体制

- 支援対象者は、福祉、保健医療、子育て、住まい、教育その他、多岐にわたる

分野における支援を必要としている場合が多く、行政の他分野との連携も必要不可欠である旨、また、支援調整会議の場に関係機関が参画することによる連携体制の構築や、研修等を通じた日頃からの認識共有等に取り組む旨を記載してはどうか。

特に支援対象者が児童である場合もしくは児童を同伴している場合は、当該児童に対しても必要なアセスメントが行われ、支援体制が整えられるよう、児童相談所や市町村の児童福祉主管課等との協力が必要である旨を記載してはどうか。

#### (4) 配偶者暴力防止法に基づく施策との関係性

- 配偶者暴力被害者について、加害者に見つかった場合に危害を加えられる可能性が高いなどの特有の事情も踏まえつつ、配偶者暴力防止法に基づく基本的な方針を踏まえて支援を行う必要がある一方で、女性自立支援施設の場合、配偶者暴力被害者である入所者が居所の秘匿等を必要としていることが、他の入所者の自立に向けた社会生活等の活動を阻害する可能性もある等、法が配偶者暴力防止法よりさらに広範な者を対象としていることから生じる課題もあることから、国及び地方公共団体は、例えば、必要に応じて近隣自治体とも連携しつつ、配偶者暴力被害者の支援に特化した女性自立支援施設の設置等を含めた対応策の検討や、こうした課題を踏まえた配偶者暴力被害者とそうでない支援対象者に対する支援のあり方の検討に努める必要があることを記載してはどうか。

#### 7. 支援調整会議

- 支援調整会議は、地域の支援関係者の連携等を深めるとともに、個別の対象者について情報共有を行い、支援内容や支援の方向性の協議を行うものであることから、都道府県又は市町村が単独で、又は地理的な事情や地域資源の量など地域の实情に応じて共同して設けることが想定される旨を記載してはどうか。
- 支援調整会議の構成員としては、地方公共団体(都道府県・市町村)の女性支援担当部局他の関連部局、福祉事務所、女性相談支援センター、一時保護の委託を受けている者、女性相談支援員(都道府県・市町村)、地域の女性自立支援施設、女性支援に関わる民間団体、配偶者暴力相談支援センター、支援に関係する福祉関係機関、就労支援機関等が考えられ、必要に応じて、これに限らず幅広い者を構成員とすることが望ましい旨を記載してはどうか。
- 支援調整会議の目的は、
  - ① 支援調整会議の構成員が、地域における困難な問題を抱える女性の実態や地域で活用できる資源を把握し、多機関間の連携強化を図るとともに地域資源の創出、開発を進めること、



- ② 支援対象者が個々に抱える問題や本人の意向、支援の実施における留意事項を共有し、支援に関わる各機関の役割や責任及び連携のあり方を明確化すること、
- ③ できる限り支援対象者も参加した上で、支援方針の決定やアセスメント等について協議し、本人の状況や意向等に照らして適切かどうかを様々な視点から検討し協議すること  
が挙げられるのではないかと。

● 支援調整会議を運営する際は、

- ① 困難な問題を抱える女性を支援する体制の地域における全体像及び調整会議全体の評価等を行う代表者会議、
- ② 個別ケースの定期的な状況確認や支援方針の見直し、支援対象女性の実態把握等を行う実務者会議、
- ③ 個別ケースについて詳細な支援方針を議論する個別ケース検討会議  
に段階を分けて実施することが考えられる旨、記載してはどうか。

また、調整を担当する者を明確にし、特に緊急に新たな個別ケース会議を招集する必要がある場合等に関係機関間の連絡調整が円滑に進むようにすべきである旨、また、オンライン等も活用することにより機動的に実施すべき旨を記載してはどうか。

## 8. 教育・啓発

- 国及び地方公共団体は、女性が困難な問題を抱えた場合に相談できる窓口や活用できる施策について、積極的な周知に努めるとともに、困難に直面した場合は支援を求めてよいという意識の涵養を図るため、教育現場等とも協力して教育・啓発を行うよう努める旨を記載してはどうか。
- また、国及び地方公共団体は、学校教育との連携による性教育や性暴力等に関する教育を推進するとともに、女性支援施策に関する一般市民に対する教育・啓発、広報等に努める旨を記載してはどうか。

## 9. 人材育成

- 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する研修を実施し、女性相談支援センターの職員や女性相談支援員(都道府県・市町村)、女性自立支援施設の職員、民間団体の職員等の専門的知識の習得及び資質の向上を図る旨を記載してはどうか。
- 国は、職務の内容に応じた研修の内容の充実化及び均霑化を図るため、都道

府県等が活用することができる標準的な研修のカリキュラムの構築を検討する旨、また、併せて、関係機関の職員(女性相談支援センター、女性相談支援員(都道府県・市町村)、女性自立支援施設)に加え、地域の民間団体の職員等が、共に学び合う機会の在り方を検討する旨を記載してはどうか。

- 女性支援が自治体の様々な部門に関係し得ることを踏まえ、女性支援に関わる者以外の、男女共同参画や子ども、福祉等に関わる自治体職員に対しても、情報共有等を行い、女性支援に関連する部局間における理解を促進する必要がある旨を記載してはどうか。
- 国は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する職員等に対して適切な処遇が確保されるための措置を講ずるよう努めることとするほか、地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する職員等に対し適切な処遇を行い、人材の確保に努めることとする旨を記載してはどうか。

#### 10. 調査研究等の推進

- 国及び地方公共団体は、支援主体において対応した困難な問題を抱える女性について、直面している問題の内容や年齢層、支援内容等に関する実態調査を行うとともに、支援ニーズの調査や支援手法、国内外の支援施策の先進事例等について積極的に調査研究を行い、支援内容の充実を図る旨を記載してはどうか。
- 特に、現行制度では、女性自立支援施設への入所措置がなされない場合、性暴力等の被害からの心身の回復に向けた支援や、安定的な日常生活を営んでいくための専門的な相談支援等を継続的に受けることが難しいとの指摘もあることから、例えば通所により、女性自立支援施設等の支援関係者の専門性を活かした支援を受ける等、入所措置に至らない場合の新たな専門的支援の在り方について、検討を深めていくことが必要である旨を記載してはどうか。

#### 11. 基本方針の見直し

- 基本方針策定後の全国の施行状況については、女性相談支援センター、女性相談支援員(都道府県・市町村)、女性自立支援施設それぞれの全国団体を中心に、困難問題を抱える女性に対する支援に携わる関係者が、定期的にそれぞれの現場の取組状況や課題を報告し合い、連携を深めていくプラットフォームを設けていく旨を記載してはどうか。
- 基本方針の見直しに当たっては、見直し前に、基本方針に定めた施策の評価を

行い、当該評価により得られた結果を参考にする旨、また評可能な限り定量的な調査を実施するほか、関係者の意見を聴取すること等により実施する旨、本評価により得られた結果は公表する旨を記載してはどうか。

「第3 都道府県及び市町村が策定する基本計画の指針となるべき基本的な事項」  
関係について

- 都道府県及び市町村が、基本計画を策定する場合には、次に掲げる指針を踏まえ策定することが適当である旨を記載してはどうか。

#### 1. 計画策定に向けた手続

##### (1)基本計画の期間

【P】(「はじめに」2の論点に基づく議論の結果を踏まえる)

##### (2)他の計画との関係

基本計画は、他の法律の規定による困難な問題を抱える女性への支援に関する事項を定める計画との調和を保つよう努めなければならない。

また、基本計画は、配偶者暴力防止法に基づく都道府県基本計画や市町村基本計画、男女共同参画社会基本法に基づく都道府県男女共同参画計画や市町村男女共同参画計画と一体のものとして策定することができる。

##### (3)基本計画策定前の手続

① 基本計画を策定するに当たっては、まず、次の事項について調査し、活用可能な既存のデータ等を基に評価・分析し、当該地域における困難を抱える女性の現状における以下の課題を把握する。

ア 管内の女性相談支援センター(旧婦人相談所)への相談数、相談者の年代等の属性及び相談内容の種別、

イ 管内の女性相談支援センター(旧婦人相談所)において一時保護を行った者の人数、対象者の年代等の属性及び保護理由

ウ 管内の女性相談支援員(旧婦人相談員)への相談数、相談者の年代等の属性及び相談内容の種別

エ 管内の女性自立支援施設(旧婦人保護施設)への入所者数、入所者の年代等の属性、入所理由の種別、入所期間の分布等

オ 困難な問題を抱える女性への支援にあたり活用可能な民間資源及びその活動の状況

カ その他当該地域における困難な問題を抱える女性への支援にあたり有用と思われるデータ

キ 民間団体や警察からのヒアリング等による実情把握  
ク DV 防止対策等の関係の深い施策の相談、保護等の状況

- ② ①の調査・課題等の把握に基づいて、基本計画における女性相談支援センターや女性相談支援員、女性自立支援施設の配置や、民間団体と連携した支援等について、定量的な基本目標を明確にする。
- ③ 基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、女性相談支援センター(旧婦人相談所)関係者、女性相談支援員(旧婦人相談員)、女性自立支援施設関係者(旧婦人保護施設)、NPO法人等の民間団体等関係者からの意見を幅広く聴取するとともに、インターネットの利用及び印刷物の配布等の方法により広く意見を聴取するよう努めなければならない。
- ④ 国は、都道府県及び市町村における基本計画の策定状況を調査し、公表する。

## 2. 計画に関する評価と公表

### (1) 評価

次の基本計画の策定に当たっては、基本計画の運営期間の満了前に、基本計画に定めた施策について評価を行う。この評価は、1の(3)①に掲げる事項について調査を実施するほか、関係者の意見を聴取すること等により実施する。

### (2) 評価結果の公表

(1)の評価により得られた結果については公表する。

### (3) 次の基本計画の策定

(1)の評価により得られた結果は次の基本計画を策定するに際して参考にする。

## 3. 基本計画に盛り込むべき施策

### (1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針としては、1(3)①で把握した地域の実情や課題及び1(3)②の基本目標を記載する。

### (2) 困難な問題を抱える女性への支援のための施策内容に関する事項

困難な問題を抱える女性への支援のための施策内容に関する事項としては、第2の1から9までに掲げられた施策のうち、当該都道府県又は市町村において今後実施する困難を抱える女性への支援内容に関する事項を記載する。

### (3) その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事

項

その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項としては、第2の1から9までに記載されていない施策であって当該都道府県又は市町村が今後実施する予定のもの及び当該基本計画の見直し方法について記載する。